○国土交通省告示第千十二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年七月十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部を改正する告示

（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部改正）

第一条　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告

示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（別添） 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項 第一　建築物の耐震診断の指針 建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）及び建物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する建物をいう。以下同じ。）に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価するものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあっては、第一号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該木造の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の木造以外の構造部分（第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあっては、第二号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、建物に附属する組積造の塀にあっては、第三号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された場合に、当該建築物は地震に対して安全な構	（別添） 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項 第一　建築物の耐震診断の指針 建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）及び建物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する建物をいう。以下同じ。）に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価するものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあっては、第一号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該木造の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の木造以外の構造部分（第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあっては、第二号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、建物に附属する組積造の塀にあっては、第三号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された場合に、当該建築物は地震に対して安全な構

造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

一　木造の建築物等については、各階の張り間方向及び桁行方向の構造耐震指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第一により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ　（略）

ロ　イに定める建築物の各階の張り間方向又は桁行方向のP_dは、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第八十二条の三に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靭性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e)E$$

この式において、P_d、P_w、P_e及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d　イに定めるP_dの数値（単位　キロニュートン）

P_w　各階の張り間方向又は桁行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位　キロニュートン）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又は桁行方向につき、昭和五十六年建設省告示第千百号（以下「告示第千百号」という。）第二各号に定める軸組の倍率の数値に一・九六を乗じた数値（別表第二の軸組の種類の欄に掲げる軸組にあっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該

造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

一　木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第一により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ　（略）

ロ　イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向のP_dは、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第八十二条の三に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靭性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e)E$$

この式において、P_d、P_w、P_e及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d　イに定めるP_dの数値（単位　キロニュートン）

P_w　各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位　キロニュートン）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第四十六条第四項の表一の軸組の種類の欄に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に一・九六を乗じた数値（別表第二の軸組の種類の欄に掲げる軸組にあっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該軸組の長さ

軸組の長さ（単位　メートル）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が一の建築物にあっては別表第三―一、地階を除く階数が二の建築物の一階並びに地階を除く階数が三の建築物の一階及び二階にあっては別表第三―二の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P_e　壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定めるQ_rの数値に〇・二五を乗じた数値とする（単位　キロニュートン）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靭性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

E　壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第四の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

ハ　（略）

二～四　（略）

別表第二

	軸組の種類	倍率
一～	（略）	

（単位　メートル）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が一の建築物にあっては別表第三―一、地階を除く階数が二の建築物の一階並びに地階を除く階数が三の建築物の一階及び二階にあっては別表第三―二の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P_e　壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める　の数値に〇・二五を乗じた数値とする（単位　キロニュートン）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靭性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

E　壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第四の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

ハ　（略）

二～四　（略）

別表第二

	軸組の種類	倍率
一～	（略）	

(六)	(七)		(八)
	柱及び間柱並びにはり、桁、土台その他の横架材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＧＮＦ四〇、ＧＮＣ四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、ＷＳＮ（ＪＩＳ　Ｂ一一一二（十字穴付き木ねじ）―一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。以下この表において同じ。）又はＤＴＳＮ（ＪＩＳ　Ｂ一一二五（ドリリングタッピンねじ）―二〇〇三に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。以下この表において同じ。）に限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・七	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を五十センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合

(六)	(七)		(八)
	柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＧＮＦ四〇、ＧＮＣ四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・七	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を五十センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合

		するN五〇、NZ五〇又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（JIS　A五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN又はDTSNに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組
一・二	㈨	柱及び間柱の片面にせっこうボード（JIS　A六九〇一（せっこうボード製品）―一九九四に適合するせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）をくぎ又はねじ（JIS　A五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN又はDTSNに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組
一・二	㈩	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートルの木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ（JIS　A五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するN五〇、NZ五〇又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はね

		するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（JIS　A五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組
一・二	㈨	柱及び間柱の片面にせっこうボード（JIS　A六九〇一（せっこうボード製品）―一九九四に適合するせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）をくぎ又はねじ（JIS　A五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組
一・二	㈩	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートルの木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ（JIS　A五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ（JIS

	じ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＧＮＦ四〇、ＧＮＣ四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、ＷＳＮ又はＤＴＳＮに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	
	㈣ 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ七五、ＮＺ七五又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＧＮＦ四〇、ＧＮＣ四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、ＷＳＮ又はＤＴＳＮに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・三
㈢ 構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和五十一年農林水産省告示第八百九十四号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。）で厚さが七・五		二・五

	Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＧＮＦ四〇、ＧＮＣ四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	
	㈣ 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＧＮＦ四〇、ＧＮＣ四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・三
㈢ 構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和五十一年農林水産省告示第八百九十四号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。）で厚さが七・五		二・五

ミリメートル以上のものに限る。）を柱及び間柱にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ五〇、ＮＺ五〇又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組		
(十三) 化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものを柱及び間柱にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ三八、ＮＺ三八又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・四	
(十四) 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ七五、ＮＺ七五又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものをくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ三八、ＮＺ三八又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰	一・〇	

ミリメートル以上のものに限る。）を柱及び間柱にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組		
(十三) 化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものを柱及び間柱にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ三八又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・四	
(十四) 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものをくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）―一九九二に適合するＮ三八又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二	一・〇	

壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	㈤	告示第千百号別表第一㈥欄に掲げる壁若しくは筋かい又は㈠から㈤までに掲げる壁若しくは筋かいを併用した軸組
		併用する軸組の告示第千百号別表第一㈦欄に掲げる数値に一・九六を乗じた数値又は㈠から㈤までの倍率の欄に掲げる数値の和（当該数値の和が十三・七二を超える場合は十三・七二）

別表第四

（略）

この表における壁量充足率の算定方法については、告示第千百号第四第一号及び第二号の規定を準用する。この場合においては、同告示第四第一号中「第二各号に定める当該軸組の倍率の数値」とあるのは「告示第千百号第二各号に定める当該軸組の倍率の数値に一・九六を乗じたもの又は別表第二の数値」と、「側端部

十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	㈤	令第四十六条第四項の表一の㈠から㈧までに掲げる壁又は筋かいを併用した軸組
		併用する軸組の令第四十六条第四項の表一の㈠から㈧までの倍率の欄に掲げる数値に一・九六を乗じた数値又は㈠から㈤までの倍率の欄に掲げる数値の和（当該数値の和が九・八を超える場合は九・八）

別表第四

（略）

この表における壁量充足率の算定方法については、平成十二年建設省告示第千三百五十二号第一号及び第二号の規定を準用する。この場合においては、同告示第一号中「令第四十六条第四項の規定の表一の数値」とあるのは「令第四十六条第四項の規定の表一の数値に一・九六を乗じたもの又は別表第二の数値」と、「同

分の単位面積当たりの必要壁量」とあるのは「側端部分における別表第五の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。

項の表二の数値」とあるのは「別表第五の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第二条　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「枠組壁工法建築物等」という。）の構造計算書を次のように定める。 一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により枠組壁工法建築物等の安全性を確かめた場合　別表第一とする。 二　令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により枠組壁工法建築物等の安全性を確かめた場合　別表第二とする。 別表第一 (一) （略）	建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合における枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造計算書を別表に定める。 （新設） （新設） 別表 (一) （略）

	構造計算書の種類	明示すべき事項

(二)	（略）		
	応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	（略）	
		平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第一号様式に定める応力図及び同告示別記第二号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項	
	断面計算書（断面検定比図を含む。）	（略）	
		平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項	
	（略）		
(三)	（略）		
(四)	（略）		
(五)	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位	
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法	

(二)	（略）		
	応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	（略）	
		平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項	
	断面計算書（断面検定比図を含む。）	（略）	
		平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項	
	（略）		
(三)	（略）		
(四)	（略）		

	使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
屋根ふき材等計算書	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書
（略）	

別表第二

	構造計算書の種類	明示すべき事項
(一)	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項

（新設）

（略）	

使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法	使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号		
特別な調査又は研究の結果等説明書	法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容		

	(二)							
	基礎・地盤説明書（施行規則第一条の三第一項の表三中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）							
		地盤調査方法及びその結果	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置	地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値並びにそれらの算出方法	
略伏図								各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
略軸組図								全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
部材断面表								各階及び全ての通りの構造耐力上主

	要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	
荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法	
	各階又は各部分の用途ごとの積載荷重の数値及びその算出方法	
	各階又は各部分の用途ごとの大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重の数値及びその算出方法	
	積雪荷重の数値及びその算出方法	
	風圧力の数値及びその算出方法	
	地震力の数値及びその算出方法	
	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法	
	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布	
応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法	
	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場	

合にあっては暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第一号様式に定める応力図及び同告示別記第二号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項	断面計算書（断面検定比図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生ずる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める断面検

	基礎ぐい等計算書	使用上の支障に関する計算書	(三) 層間変形角計算書			層間変形角計算結果一覧表		(四) 使用構造材料一覧表
定比図に記載すべき事項	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書	層間変位の計算に用いる風圧力及び地震力	風圧力及び地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法	各階及び各方向の風圧力及び地震力による層間変形角の算出方法	各階及び各方向の風圧力及び地震力による層間変形角	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位

							使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法
							使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
						荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
					応力計算書		屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
				屋根ふき材等計算書			令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書
			㈤				
		剛性率・偏心率等計算書					
	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法						
	各階及び各方向の剛性率の算出方法						
各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法							

各階及び各方向の偏心率の算出方法	令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠	剛性率・偏心率等計算結果一覧表	構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 一　確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。 二　建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。 三　他の構造を併用する建築物にあっては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。 四　この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては省略することができるものとする。
		各階の剛性率及び偏心率	
		令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること	

附　則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。